

## 当院の施設基準と届け出内容

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。以下の届け出を行っております。

### 電子的診療情報連携体制整備加算 在宅医療 DX 情報活用加算

当院では、オンライン資格確認等システムを活用し、質の高い医療を提供するための体制を整備しております。

- 1、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を、患者様の同意のもと診療に活用しております。
- 2、マイナ保険証の利用促進など、医療 DX の推進に取り組んでおります。
- 3、診療明細書を無料で交付しております。

### 明細書発行について

当院では、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、受付にてお申し出ください。

### 夜間・早朝等加算

厚生労働省の基準に基づき、平日の 18 時以降、土曜日の 12 時以降に受診された場合、診療報酬上の「夜間・早朝加算」を算定しています。該当する時間帯に受診されますと、通常の診療費に加えて 50 点が加算されます。ご理解とご協力をお願いいたします。

### 一般名処方加算

院外処方箋を発行する際、医薬品の安定供給やコスト抑制を目的として、一般名（有効成分名）での処方を行う場合があります。これにより、薬局での代替品の提案が可能になり、医療の安定性が高まります。

## 地域支援・外来医薬品供給体制加算

当院では、院内処方でお薬を処方する際に後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。

医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方などの変更などに関して適切な対応が出来る体制を整えております。

医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります、その際は患者様に説明いたします。

## 医薬品の自己負担の新たな仕組みに関する掲示

令和6年10月から後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

（先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。ただし、先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合などは、特別な料金は要りません）

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

## 外来感染症対策向上加算/発熱患者対応加算

当院では発熱など、その他感染症を疑わせるような症状の患者さんの受け入れについて、以下の対応を行っています。

- ・感染防止のため、発熱や咳などのかぜ症状のある患者様は、その他の疾患で通院されている方々と待機場所を分けています。
- ・発熱状況や検査を行う場合は別棟で診察いたします。
- ・検査内容は患者様と相談し、判断いたします。
- ・院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を定期的実施しております。

## 外来・在宅ベースアップ評価料

当院では、「ベースアップ評価料」を算定しています。これは、物価高騰や賃上げが進む中で、良質な医療サービスを提供し、患者様に安心して診療を受けていただく環境を整えるため、医療従事者の賃上げを行い人材確保に努める。診療報酬改定で新設された取り組みです。患者様には、診療費の一部ご負担がかかる場合がありますが、ご理解くださいますようお願いいたします。ベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療従事者の賃上げに全て充てられます。

## 在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料

在宅患者様に対して計画的、定期的に訪問診療を行い、総合的な医学管理を行うことにより算定しております。

## 生活習慣病管理料（Ⅱ）

当院では厚生労働大臣の指針に基づき、高血圧症、脂質異常症、糖尿病を対象とした「生活習慣管理料Ⅱ」を算定しています。

患者様の状態に応じて、生活指導や療養管理を行い、継続的な健康維持を支援しております。

## 特定機能病院等紹介患者受入加算

当院では、特定機能病院や紹介受診重点医療機関からの紹介患者様を積極的に受け入れ、地域のかかりつけ医として円滑な連携を図る体制をとっております。

その取り組みの一環として、特定機能病院等からのご紹介により受診された患者さんに対し、初診時に特定機能病院等紹介患者受入加算として 60 点を算定させていただいております。